

回答書

(令和7年7月17日)

事業名	令和7年度「1 Day 合同オープンカンパニー」企画・運營業務	
No.	質問事項	回答
1	<p>説明書「1 参加資格確認申請書について」の（共同事業体の場合）について</p> <p>様式第1-2号（共同事業体用）「参加資格確認申請書」について 共同事業体名称は本業務実施の責任者のみの記載でもよいか。</p>	<p>共同事業体の名称については、名称から共同事業体である事実が明確に分かるものとしてください。（個人の氏名や単独企業名のみを使用するのではなく、複数の企業・団体による共同事業体であることが明確に分かる名称をご検討ください。）</p>
2 2-1	<p>様式第2号（共同事業体協定書）の写しについて （事務所の所在地）について 事務所は本業務実施の本社の掲載でよいか。県内に営業所がある場合は県内の住所がよいか。</p>	<p>共同事業体としての事務所を定め、その所在地を記載してください。なお、その場合に、必ずしも所在地が県内である必要はありません。</p>
2-2	<p>（成立の時期及び解散の時期）について 業務の委託契約の履行後の期間について期限はあるか。</p>	<p>様式第1-2号（共同事業体用）の「3 委任事項等」に記載のとおり、当該業務委託終了後3か月を経過する日までは、共同事業体を解散することができません。</p>

<p>2-3</p>	<p>(取引金融機関) について 共同事業体の名称で新たに口座開設が必要か。</p>	<p>様式第2号(共同事業体協定書)については、共同事業体としての事業受託にあたり、一般的に必要とされる項目を網羅的に示した雛型として提供しているものです。(協定書の内容については、今回の企画提案競技(プロポーザル方式)実施にあたり、別途示している公示、説明書、参加資格確認申請書に記載のある要件等が満たされていれば、必ずしも雛型どおりに記載する必要はございません。)</p> <p>そのため、取引金融機関について、必ずしも共同事業体名義で新たに口座開設いただく必要はなく、例えば、構成員のうち代表者名義の既存口座を使用いただくことも可能です。</p>
<p>2-4</p>	<p>協定書の作成部数について 1通でよいか。</p>	<p>説明書「1 参加資格確認申請書」(1)(共同企業体の場合)イに記載のとおり、当事務局宛てに共同事業体協定書の写しを1部提出いただくこととしています。なお、協定書の原本については、共同事業体のすべての構成員において各1部ずつ保有いただく必要がございます。</p>
<p>3</p>	<p>様式第3号(誓約書)について 本業務実施の責任者のみの提出でよいか。</p>	<p>共同事業体の場合は、構成員すべてについて、それぞれ誓約書をご提出ください。</p>
<p>4</p>	<p>会社概要(パンフレットで可)について それぞれの会社概要を1部ずつ提出する認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

5	<p>説明書「3 提案書及び添付資料について」に記載の必要書類について</p> <p>様式第6号 団体概要及び実績書 について 共同事業体の場合は企業それぞれの団体概要及び実績書の提出が必要か。</p>	貴見のとおり。
---	---	---------